

令和5年度第1回外来医療計画策定検討会議 議事概要

- 1 日時：令和5年7月10日（月）19：30～20：50
- 2 場所：三重県吉田山会館 1階 101会議室
- 3 出席者：馬岡委員（座長）、志田委員、竹郷委員、田中委員、野村委員、濱田委員
- 4 議題
1 次期外来医療計画の策定について
（1）外来医療計画の概要および次期計画の基本的な考え方について
（2）外来医療機能の偏在、不足する医療機能への対応について
（3）医療機器の効率的な活用について
（4）地域の外来医療提供体制の状況について
2 その他

5 内容

1 次期外来医療計画の策定について

（1）外来医療計画の概要および次期計画の基本的な考え方について（資料1）

<事務局から説明>

- 令和2年3月に策定した現行の外来医療計画の期間が令和5年度末までとなっていることから、次期計画を策定する必要がある。
- 現行の外来医療計画は、大きく、「外来医療機能の偏在・不足への対応」、「医療機器の効率的な活用」の2つの分野で構成されており、国のガイドラインの変更を受け、「地域の外来医療提供体制の検討」の分野が追加となる。
また、現行の外来医療計画において、今後確保が必要となる外来医療機能について記載をしているが、次期外来医療計画では、これに加え、その達成に向けた具体的な目標を記載することが新たに求められている。

<主な質疑>

- 今回、国のガイドラインの変更があったところで、外来医師多数区域以外の区域又は新規開業者以外のものに対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができるかとされたが、具体的な場面の想定は何かあるか。
⇒ 外来医師多数区域となったところに開業する際に地域で不足する機能を求められてきたが、全国的には外来医師多数区域がない都道府県もある。その際に不足する医療機能をどうするかという議論もあると聞いているので、そういったことも含めて、外来医師多数区域ではない地域や新規開業者以外にも求めると、ガイドラインで反映されたと理解をしている。
- 外来医師多数区域ではない地域や新規開業者以外にもという文章だけ読むと、クリニックの設置そのものを管理下に置かれるような意味にとれる。
⇒ 各地域で不足する機能として、三重県では、初期救急、在宅医療の体制を設定しているが、そういった診療所等がないといったときをお願いできるということ

で、強制ではない。

○ 無床診療所の開業を統制しようという考え方が変ではないか。

⇒ 確かに診療所は、届け出れば誰でも開業することができる。ここでの論点は、地域によって足りないニーズや必要なニーズを確認した上で、地域の実情に応じて議論するということである。

(2) 外来医療機能の偏在、不足する医療機能への対応について（資料1）

<事務局から説明>

○ 外来医師の偏在・不足、診療所の偏在への対応について、課題解決に向けて検討を行うことが求められている。

また、今後確保が必要となる外来医療機能について、具体的な目標を設定し、その達成に向け取組の進捗評価に努める必要があるとされており、診療所の数、医師数も考慮し、検討を行う必要がある。

○ 国のガイドラインでは、外来医師多数区域において新規開業を希望する者に対し、当該区域で不足する医療機能を担うよう求める等の対応を求められている。一方で、地域ごとに外来医療を取り巻く状況が異なる点も考慮する必要があることから、外来医師偏在指標を活用しつつ、地域の実情を勘案した対応を検討する必要がある。

<主な質疑>

○ 外来医師多数区域と医師少数区域の概念だが、どちらを優先して考えるべきなのか。

⇒ 外来医師偏在指標が上位33%を超えている区域は、僻地のようなところが多く、実際には医師が不足している区域に該当しているところもある。そういった区域においては、外来医師多数区域に該当するので対応を求めるというやり方は難しいと思う。

○ 診療所を開設する際には、その地域の実情をみて、専門の診療科に応じ、開設を考えるとと思う。それを別の場所では言いにくいと思う。

○ 最終的には、医療を受ける方が安心して受けられることが大事。

(3) 医療機器の効率的な活用について（資料1）

<事務局から説明>

○ 医療設備・機器の効率的な活用のため、協議の場を設置し、共同利用の方針について検討する必要がある。

○ 国のガイドラインの変更により、令和5年4月1日以降に医療機器を新規購入した医療機関は、その稼働状況を報告することが新たに求められる。

<主な質疑等>

○ CTの数を報告させることに意味があるのか。

⇒ 共同利用を進めようという趣旨だと思う。

○ マンモグラフィーなどは、どんどん増えていくということはないと思う。調べてもあまり意味がないのではないかな。

(4) 地域の外来医療提供体制の状況について

<事務局から説明>

- 令和3年の医療法の改正により、外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れを円滑化することを目的として、紹介受診重点医療機関の制度が開始された。
- 当該医療機関の名称、紹介受診重点外来の実施状況等の情報を外来医療計画へ記載する必要がある。

2 その他(資料2)

<事務局より説明>

- 今後のスケジュール(案)の説明。